

## Hazmat (取扱不可)商品の代表例

\* 以下代表例にある商品は、消防法等に該当する可能性が高い (Hazmatと呼びます) ため、取扱い不可となります。ご注意ください  
規制詳細については、次ページ以降をご確認ください。



香水・デオドラント商品



パイプのつまりとり



アルコールジェル



漂白剤



アルコール性ウェットティッシュ



ライター・zippo 類



エアゾール商品



マニキュア・ペンキなどの塗料類

**以下に該当するものは、SDSで危険品非該当が証明できない限りAmazonベンダーエクスプレスでは取扱い不可となります。ご注意ください。** 危険物の確認方法やや SDS 等の書類要件について、詳しくは「[危険物 \(hazmat\) について](#)」をご確認ください。

危険物には、消防法によって規制されるものと、航空法によって規制等されるもの等があります。詳細は下表をご確認ください。

【消防法】

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、ほかの物質を強く参加させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる	塩素酸ナトリウム、硫酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着荷しやすい固体または比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出荷しやすく、かつ燃焼が速く消化することが困難である。	赤リン、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、または水と接触して発火もしくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄リン
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール、イソプロパノール、イソプロピルアルコール、エタノール、グリセリン、トルエン、酢酸ブチル、酢酸エチル、氷酢酸、酪酸、クロロベンゼン、キシレン、メタクリル酸、スチレン、ブチルアルコール、ニトロベンゼン、クレゾール、プロピレングリコール、エチレングリコール、ギヤ油、切削油、シリンダー油、フタル酸nオクチル、酢酸アミル、プロピルアルコール、エチルアミン、アクロレン、ピリジン、ベンゼン、メチルエチルケトン、アクリロニトリル、石油ベンジン、ギ酸エチル など。
第5類	自己反応性物質	固体または液体であって加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、または爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

【航空法】

IATA 分類	分類	主な品目	注意事項
1	火薬類	花火、クラッカー	
2.1 2.2 2.3	引火性ガス 非引火性ガス 毒性ガス	ガス入りライター、スプレー缶	
3	引火性液体	ペイント類、ネイル、香水、接着剤	
4.1 4.2 4.3	可燃性固体 自然発火性物質 禁水性物質	マッチ、炭、マグネシウム、ウェットティッシュ	
5.1 5.2	酸化性物質 有機過酸化物	小型酸素発生器、過酸化水素水を含む製品、酸素系漂白剤、硬化剤	
6.1 6.2	毒物 病毒を移しやすい物質	殺虫剤、農薬、ウイルス	
7	放射線物質	ウラン鉱石	
8	腐食性物質	液体バッテリー、水銀、硫酸、酢酸、塩素系漂白剤	
9	その他の有害物件	内燃機関	リチウム電池またはリチウム電池を含む商品は取り扱い可能。

【高圧ガス保安法】

当該法令の適用を受ける高圧ガス。

【毒物および劇物取締法】

当該法令の適用を受ける毒物および劇物